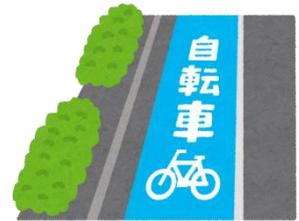


平成 29 年 9 月

こんなところにとらぶるの芽 (No.68)

~ちょっと気になる消費生活情報をお届けします~



自転車は軽車両です。 ルール等を守って安全に利用しましょう！

自転車は、子供から大人まであらゆる世代が、買物、通勤、通学など様々な場面で利用する大変便利な乗り物です。私たちの生活に欠かせない自転車ですが、一方で、自転車利用中の事故も多く発生しています。9月には秋の全国交通安全運動が実施されます。事故に遭わない、事故を起こさないよう自転車利用のルール・マナーを再度確認しましょう。

交通ルールを確認しましょう

■自転車は車両として扱われます

自転車（普通自転車）は、道路交通法上は「軽車両」であり、車両の一種として扱われます（※）。そのため、歩道と車道の区別がある道路では、原則として車道を通行しなければなりません。※自転車を押して歩いている場合は「歩行者」とみなされます。

■歩道を通行することが出来る場合

例外的に歩道を通行できるのは、

1. 道路標識・指示で指定されているとき
 2. 13歳未満の子供や70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が自転車を運転しているとき
 3. 道路工事や連続した駐車車両があり、車道の左側部分を走ることができない場合や、自動車等の交通量が多い上、車道の幅が狭いなどのため自動車と接触事故の危険がある場合など、自転車の通行の安全を確保するためにやむを得ないと認められるとき
- です。

なお、歩道を通行する場合は、歩道の車道寄りを徐行し、歩行者の通行を妨げる恐れがある時は、一旦止まらなければなりません。

■自転車購入や点検の機会等を活用しましょう

「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が改正され（平成29年2月1日施行）、自転車販売店等に販売や整備の機会を通じて安全利用の啓発を行うことが義務化されました。東京都青少年治安対策本部では、購入した消費者等への啓発に活用できるよう、「自転車ルール・マナー確認書」や「啓発リーフレット」を作成して販売店等に配布しています。

自転車購入や点検の機会等を活用し、改めて自転車交通のルールやマナーを確認しましょう。

※「自転車安全利用リーフレット」（東京都青少年・治安対策本部）

<http://www.seisyounen-chian.metro.tokyo.jp/kotsu/kakusyutaisaku/jitensha/anzennriyou-sokushin/jitensha-4/index.html>

※「自転車を利用する皆さんへ」（東京都青少年・治安対策本部）

<http://www.seisyounen-chian.metro.tokyo.jp/kotsu/kakusyutaisaku/jitensha/anzennriyou-sokushin/jitensha-riyosha/index.html>

自転車運転者講習制度が始まっています

■どんな制度なの？

道路交通法の改正により、平成 27 年 6 月 1 日から自転車運転者講習制度が始まっています。

これは、自転車運転中に危険な違反行為を繰り返した場合、自転車運転者講習を受けなければならないという制度で、受講命令に従わなかった場合は 5 万円以下の罰金が科せられます。

具体的には、危険な違反行為として 14 類型（※）が決められており、3 年以内に「違反切符による取締り」または「交通事故」を 2 回以上繰り返して行った場合（都内だけの取締等に限られません）に、公安委員会から自転車運転者に講習の受講が命じられます。

（※）危険な違反行為 14 類型とは

- ・ 信号無視
- ・ 通行禁止違反
- ・ 通行区分違反
- ・ 歩行者用道路における車両の義務違反（徐行違反）
- ・ 路側帯通行時の歩行者の通行妨害
- ・ 遮断踏切入り
- ・ 交差点安全進行義務違反等
- ・ 交差点優先車妨害等
- ・ 環状交差点安全進行義務違反等
- ・ 指定場所一時不停止等
- ・ 歩道通行時の通行方法違反
- ・ 酒酔い運転
- ・ 制動装置（ブレーキ）不良自転車運転
- ・ 安全運転義務違反



※自転車運転者講習制度（警視庁）

<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/kotsu/jikoboshi/bicycle/koshu.files/kousyu.pdf>

自転車利用上の注意事項を守りましょう

自転車の取扱説明書には、「カサやステッキを車体に差し込んで走らない」「犬を引いて乗らない」「車輪やチェーンに巻き込まれやすい服装は避ける」など、自転車を安全に使用する上での注意事項が記載されています。

東京都が行った調査では、注意事項を守らなかったことで危険にあっている事例がありました。

（事例）自転車で傘をひっかけて走っていたら、傘が車輪に挟まって転んだ。

（ヒヤリ・ハット調査 「小学生の身の回りの危険」（平成 26 年 3 月 18 日）

<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/anzen/hiyarihat/shogakusei-140318.html>

また、車輪やチェーンに衣類が巻き込まれて、転倒する事故も実際に起きています。

自転車を安全に使うためにも取扱説明書をよく読み、注意事項を守りましょう。

■参考情報

- ・ とらぶるの芽「知っていますか？自転車の交通ルールとマナー」（東京くらし WEB）

<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/trouble/trouble33-jitensya-140901.html>

- ・ 危害危険情報「自転車のチェーンにズボンの裾が絡んで転倒」（東京くらし WEB）

<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/attention/tentou20130329.html>